

(様式3)

不利益処分の処分基準 総括表

課等名                      観光課

No.	法令名	根拠条項	不利益処分の内容	基準
01	小田原市観光交流センター条例	12	施設の使用許可の取消し等	○
02	(同上)	16	小田原市観光交流センターの入館制限	○

(様式4 表面)

不利益処分の処分基準 個票

		課等名	観光課	No. 01
不利益処分の内容		施設の使用許可の取消し等		
根拠法令及び条項		小田原市観光交流センター条例（以下「条例」という。） 第12条		
処 分 基 準	関係条項			
	基準 (未設定の場合はその理由)	指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第8条第1項の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。 (1) 偽りその他不正な手段により条例第8条第1項の許可を受けたとき。 (2) 条例第8条第3項の条件に違反したとき。 (3) その使用が条例第8条第4項各号のいずれかに該当するに至ったとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、観光交流センターの管理上支障があると認められるとき。		
	参考事項			
	設定等年月日	令和 年 月 日設定 (令和 年 月 日最終変更)		

(様式4裏面)

処 分 基 準	基 準	
------------------	--------	--

(様式4 表面)

不利益処分の処分基準 個票

		課等名	観光課	No. 02
不利益処分の内容		小田原市観光交流センターの入館制限		
根拠法令及び条項		小田原市観光交流センター条例第16条		
処 分 基 準	関係条項			
	基準 (未設定の場合はその理由)	指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、観光交流センターへの入館を拒み、又は退館を命ずることができる。 (1) 公の秩序若しくは善良の風俗を乱し、又はそのおそれがあると認められる者 (2) 施設若しくは設備を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認められる者 (3) 前2号に掲げる者のほか、観光交流センターの管理上支障があると認められる者		
	参考事項			
	設定等年月日	令和 年 月 日設定 (令和 年 月 日最終変更)		

(様式4裏面)

処 分 基 準	基 準	
------------------	--------	--